

令和元年11月24日

日常生活用具給付に関する要望書

三田市長 森 哲男様

兵庫県聴力言語障害  
言語部長  
(兵庫県喉摘障害者福祉会  
兵庫県支部長)

【要望事項】

喉頭摘出者用医療機器「人工鼻」および関連製品を障害者日常生活用具給付対象として認めて頂きたい、下記のとおり要望いたします。

【要望の趣旨】

私たち喉頭摘出者は、がん摘出手術に伴い声帯を含む喉頭を全摘出しているばかりでなく、喉元に開いた永久気管孔から直接呼吸をしております。その結果鼻が持っていた「吸い込む空気の加温・加湿」と、「空気中の埃が直接入り込むを防ぐ」という機能が欠如しています。しかし、「人工鼻」という医療機器を「アドヒーシブ」というシールや喉頭摘出者用カニューレに装着して永久気管孔に取り付けることにより、健常者に近い状態まで機能回復することができます。

私たち喉頭摘出者にとって人工鼻は日常生活に必要不可欠なものです。しかし、これらの製品は全額自己負担かつ使い捨ての消耗品であることから、一ヶ月につき2~3万円の購入費用がかかります。

喉頭摘出の主な要因は「喉頭がん」や「下咽頭がん」ですが、これらの病気にかかる方は60代以上が中心であり、年金生活を送っている方も多いため、経済的負担は非常に大きく、日常生活に必要と分かっているながらも使用を諦め、結果的に咳や痰に悩まされ日常生活に支障をきたしている方が多い状況です。

【要望内容】

上記の様な状況を受けて、令和元年11月現在、42都道府県319か所の市区町村において、既に喉摘者用人工鼻および関連製品が障害者日常生活用具として認められ、対象地域に在住しておられる喉摘者の方々は一定額の助成を受けることができ、助成開始前と比較して格段に経済的負担が軽くなっています。

人工鼻を日常的に使用することが可能となり、結果咳や痰が大きく減少し、より快適な生活を取り戻していると聞いております。

兵庫県においては、朝来市、神戸市、西脇市、養父市で助成事業を開始しています。

このような状況を踏まえ、芦屋市においても人工鼻および関連製品を日常生活用具給付対象として認めて頂くことを要望いたします。

【参考：人工鼻とアドヒーシブの購入価格と他自治体の助成金額】

人工鼻（エクストラモイスト/エクストラフロー）：30個入り 15,000円

アドヒーシブ20枚入り：12,000~17,000円

他市町村における助成金額：概ね23,760~34,560円/月